

働きやすい職場をめざして

三重県 男女がいきいきと働いている企業 表彰・認証制度

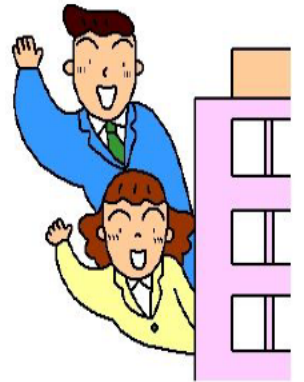
三重県では、「働きやすい職場環境づくり」を目的に、休暇取得の促進や残業時間の削減、育児や介護をしながら働き続けられる職場づくり、男女が能力を發揮できる職場づくりなどを積極的に推進する企業等を「男女がいきいきと働いている企業」として認証、さらには優れた取組を表彰し、取組事例を広く紹介しています。

対象企業等

県内に本店又は主たる事務所があり、県内において事業活動を行う常時雇用労働者を有する法人(国及び地方公共団体を除く)が対象です。

*法人登録されている企業、財団・社団法人、医療・社会福祉法人等が対象です。営利・非営利は問いません。

*主たる事務所とは、人事・労務管理等を独自に実施している事務所(事業所)等をいいます。



表彰企業・認証企業への優遇措置

- 県のホームページ、広報誌等により表彰・認証企業の取組を広く紹介します。
 - 表彰・認証企業であることを意味するそれぞれのシンボルマークを提供します。
 - 取組の推進に参考となる資料・情報を提供します。
 - 公共工事の総合評価方式の評価項目の一つ「男女共同参画」の観点として、一定の期間加点対象となります。
- また、物件関係においても清掃業務、警備業務、情報システムの調達、保守管理等について、総合評価一般競争入札を行う場合の評価項目の一つ「男女共同参画」の観点として、一定の期間加点対象となります。
- 認証企業のさらなる取組推進のために、株式会社商工組合中央金庫と県が連携して創設した「男女がいきいきと働いている企業応援貸付」が利用できます。



表彰制度シンボルマーク



認証制度シンボルマーク

制度の問い合わせ先：三重県雇用経済部雇用対策課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL 059-224-2454 FAX 059-224-2455

申請書等は「おしごと三重」<http://www.oshigoto.pref.mie.lg.jp>に掲載しています。

～ 表彰・認証制度の取組フロー～

認証制度登録企業
(認証企業) 募集
(4月～6月)

県等で調査・
確認

認証企業決定
・ 認証日：10月1日(予定)
・ 有効期間：原則2年6ヶ月



認証制度シンボルマーク

当該年度の認証制度登録企業(認証企業)の中から、特に意欲的な取組を行っている企業等を選出し、訪問インタビュー調査を実施。

三重県知事表彰選考委員会
* 取組内容をインタビュー調査の結果に基づき選考

知事表彰



表彰制度シンボルマーク

平成25年度「男女がいきいきと働いている企業」

認証制度登録(認証企業)基準の一部

※基準については毎年見直しを行っています。

*労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の関係法令を遵守している。
*働きやすい職場環境づくり
・ 所定外労働の削減のための工夫を行っている。
・ 年次有給休暇の計画的な取得推進のための工夫を行っている。
・ フレックスタイムや在宅勤務など柔軟な労働時間制度がある。
・ 社内公募制や自己申告制により勤務時間や勤務地、担当業務等について従業員の希望を積極的に聞く制度がある。
・ セクシュアルハラスメントの防止のために従業員へ周知し研修を行っている。
*「仕事」と「家庭」が両立できる職場環境づくり
・ 育児休業を取得したものがいる。
・ 子育て中の従業員に対して、短時間勤務制度やフレックスタイム制など柔軟な働き方を導入している。
・ 独自の育児休業の有給化、分割取得ができる制度がある。
・ 介護休業を取得したものがいる。
・ 介護休業の期間が法律(93日)を上回っている。
・ 介護対象者がいる従業員に対して、短時間勤務制度やフレックスタイム制など柔軟な働き方を導入している。
・ 看護休暇の対象者を小学校就学後または休暇日数を1人あたり5日超に拡大している。
・ 男性の育児休業取得を推進している。
*女性の能力活用・男女共同参画
・ 企業の経営方針等に女性の活用や採用にあたっての女性の比率等の目標を掲げている
・ 女性の管理職が増加している。
・ 女性の少なかった職場への女性の配置など、男女均等な能力発揮を推進している。

*女性のみを対象または女性優遇の取組は、男性労働者と比較して相当程度少ない場合(雇用管理区分ごとにも女性労働者の割合が4割を下回っている状況)に限ること。